



CFP表示ガイド（仮称）の作成に向けて

令和6年10月25日

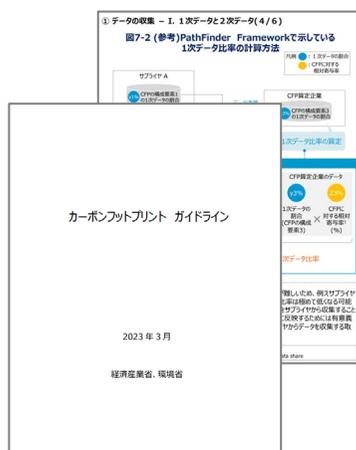
環境省地球環境局地球温暖化対策課
脱炭素ビジネス推進室



検討の背景

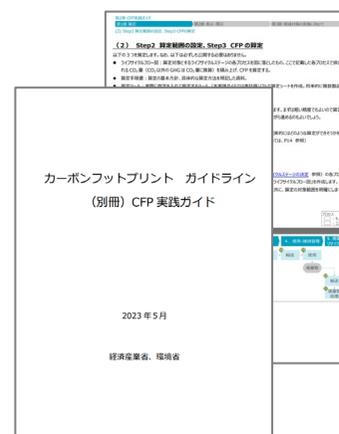
カーボンフットプリント（CFP） ※1の取組の現状

- 2008年度から、経済産業省においてCFP制度の検討が開始され、試行事業を実施（2012年度から民間に移行、現在は、「SuMPO環境ラベルプログラム」として運営されている）
- 2022年度には、経済産業省「サプライチェーン全体でのカーボンニュートラルに向けたCFPの算定・検証等に関する検討会」における議論を踏まえ、経済産業省・環境省の連名で「CFPガイドライン」を公表
- 環境省では2022年度からCFPの算定・削減・表示を行うモデル事業を実施しており、得られた知見を踏まえて、経済産業省・環境省の連名で「（別冊）CFP実践ガイド」を2023年5月に公表



カーボンフットプリント ガイドライン（2023.3）

国際基準に整合した算定に必要最低限の「基礎要件」と、他社製品との比較が想定される場合の「追加的要件」を整理



カーボンフットプリント ガイドライン（別冊） CFP実践ガイド（2023.5）

「基礎要件」を充足したCFP算定を事業者が実施するための具体的なプロセスや事例等を整理

- CFPの「算定」については徐々に取組が広まっているものの、CFPの「表示」については、分かりやすい指針となるものがなく、企業の取組や消費者の認知が進まないという課題が存在

※ 1 正式名称は "Carbon footprint of product" 以降はCFPと記載する

- 令和3年6月に策定された「地域脱炭素ロードマップ」において、**2030年までに製品・サービスのライフサイクルの温室効果ガス排出量等を自主的に見える化**し、活用できる環境を整備することが明記された
- 更に、本年6月に成立した改正地球温暖化対策推進法において、**原材料の調達から廃棄までのライフサイクル全体の排出量が少ない製品等の選択の促進に関する規定**が位置付けられた

「地域脱炭素ロードマップ～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～」より

4-2. (1) 製品・サービスの温室効果ガス排出量の見える化

2030年までに、食品のカロリー表示等を参考に、意欲のある企業や生産者が、提供する製品・生産物・サービスのライフサイクルの温室効果ガス排出量や削減努力の効果を客観的な形で自主的に見える化し、商品の包装等やICタグや電子レシート等に盛り込むことにより、**生産者・販売者・消費者間のコミュニケーション**や、位置情報や購買履歴と組み合わせた在庫・販売管理に**活用することができる環境を整備**する。あわせて、モデル的な事例を横展開し、企業の意欲を引き出すことで、市場における自社製品等の価値向上のためにこうした見える化がなされ、消費者の選択に活用される状況が一般的になっていることを目指す。

具体的には、関係省庁や関係業界と密接に連携協力して、以下に取り組む。

- ✓ 製品・サービスに係る排出量の算定・見える化の現状と課題の整理
- ✓ **製品・サービスに係る排出量の算定・見える化の基準と簡易な算定手法の検討**
- ✓ 再エネ電気の産地、国産木材の活用、節水等の副次的なSDGsへの貢献度合い等も含め、排出量や削減効果を見える化し、排出削減と売上増加や事業効率化を実現するモデルの構築
- ✓ 見える化と消費者選好との関係を把握し営業上の影響・効果を明らかにする実証実験
- ✓ 温対法に基づく排出削減等指針（事業者による日常生活部門での情報提供）の改定

地球温暖化対策の推進に関する法律の改正（令和6年6月公布・施行）

（日常生活における排出削減への寄与）

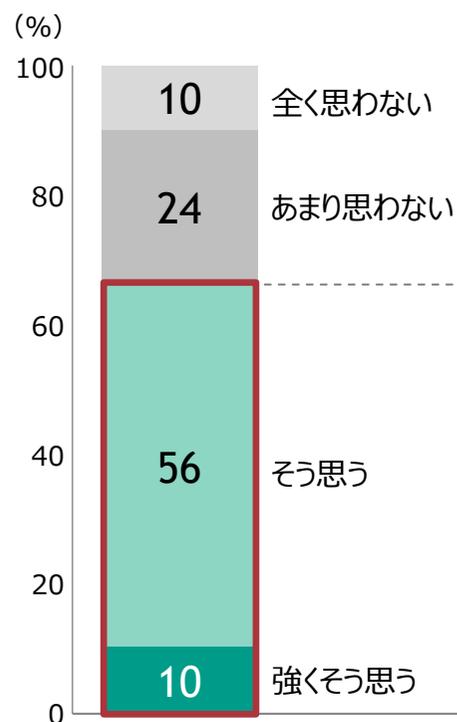
第二十四条 事業者は、国民が日常生活において利用する製品又は役務（以下「日常生活用製品等」という。）の製造、輸入若しくは販売又は提供（以下「製造等」という。）を行うに当たっては、**その利用並びに資材及び原材料の調達、製造、輸入、販売又は提供、廃棄その他の取扱い**（以下「利用等」という。）に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用等に伴う**温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行う**よう努めなければならない。

低環境負荷商品に対する購買意欲

消費者は環境に良いものを選びたいと思っているが、情報不足で行動に踏み出せない

環境負荷の少ない商品を買いたい※1

(3,300)



環境負荷の少ない商品を選んでいる※2

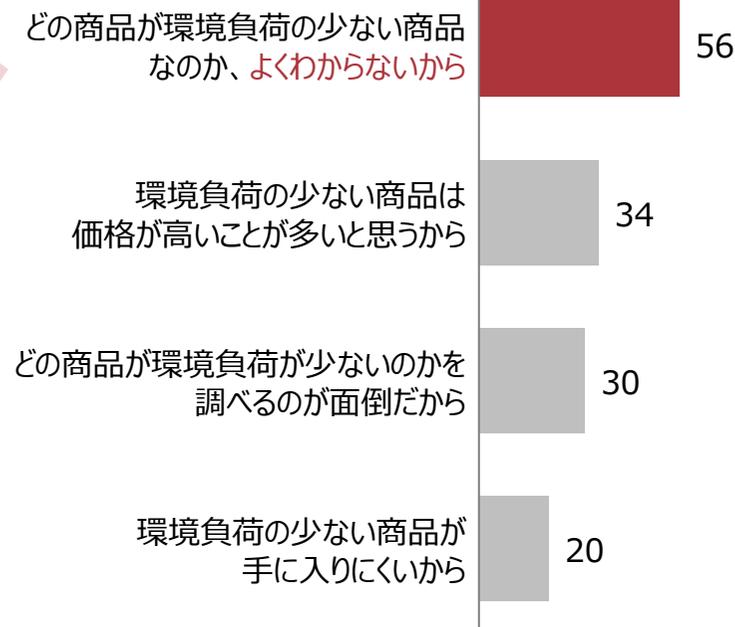
今後の買い物で環境負荷の少ない商品を購入したい人のうち (2,182)



行動に踏み出せていない層

行動に踏み出せていない理由 (上位抜粋) ※3

(1,165)



※1 質問文：「地球温暖化／気候変動」対策として、あなたは今後の買い物で環境負荷の少ない商品を選びたいと思いますか（単一回答）

※2 質問文：「地球温暖化／気候変動」対策として、あなたは今現在のお買い物において環境負荷の少ない商品を選んでいますか（単一回答）

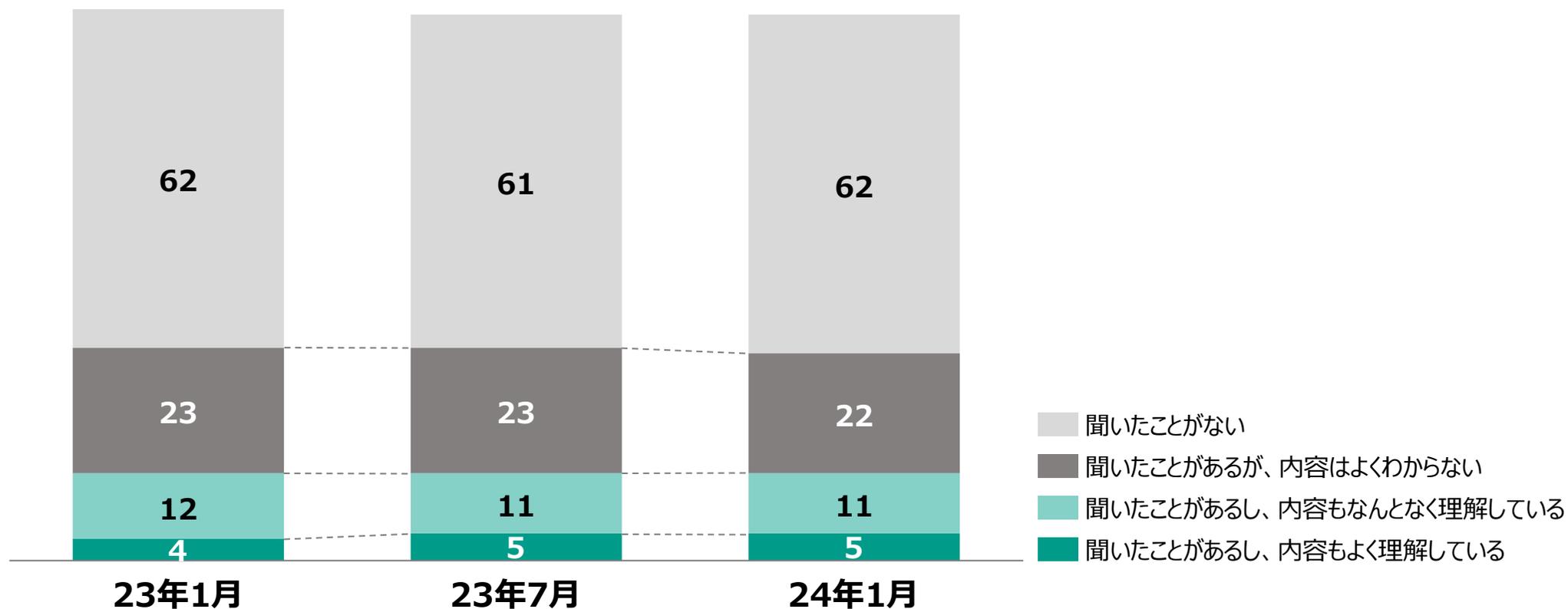
※3 質問文：「地球温暖化／気候変動」対策として、あなたが今現在のお買い物において環境負荷の少ない商品を選んでいないのはなぜですか。あてはまるものを3つまでお選びください。10%以上の回答を抜粋

注：（）内はn数

Source：ポストン コンサルティング グループ サステナブルな社会の実現に関する消費者意識調査（2024年1月調査）

製品・サービスのCFPに関する言葉の認知

CFPを理解している層は2割に満たず、認知度が低い



表示の事例を増やし、CFPの認知度を上げて消費者の行動変容を促していかなければならない

質問文：次の言葉について、あなたはどの程度ご存じですか（単一回答）

Source：ポストン コンサルティング グループ サステナブルな社会の実現に関する消費者意識調査（2023年1月、7月、2024年1月調査）

欧州でグリーンウォッシュが問題になったが、環境ラベルの約半数が曖昧で誤解を招く表示、4割が虚偽の可能性のある表示であった

欧州委員会プレスリリース原文（2023年3月22日）

A [Commission study](#) from 2020 highlighted that 53.3% of examined environmental claims in the EU were found to be vague, misleading or unfounded and 40% were unsubstantiated. The absence of common rules for companies making voluntary green claims leads to 'greenwashing' and creates an uneven playing field in the EU's market, to the disadvantage of genuinely sustainable companies.

プレスリリース翻訳文

2020年に欧州委員会が実施した調査では、EU域内で調査された環境主張の53.3%が曖昧で、誤解を招くか、根拠がなく、40%が虚偽または欺瞞的である可能性があるものであった

自主的な環境主張を行う企業に対して共通のルールがないことは、「グリーンウォッシング」を招き、EU市場において不公平な競争条件を作り出し、真に持続可能な企業が不利になる

明瞭で根拠がある表示を拡げることで、グリーンウォッシュの蔓延を防ぐ

(参考) モデル事業※1で表示に取り組んだ企業からの声①



- CFPやGHG削減に対して、興味を持ってもらうきっかけの提供につながっている
 - 消費者からは「環境負荷を数値で把握できるのは分かりやすい」とのコメントが得られた
 - 競合企業からは「関係者のCFPに関する認知向上、行動変容につながっている」との意見が得られた
- CFP表示によってブランドイメージが向上し、メディアからの問い合わせも増えた
 - 国内顧客からは「業界の中でも進んでいる企業」と評価された
 - 消費者からは「何となくだが、良さそうだった」とイメージ向上のコメントが得られた
- 脱炭素に貢献する製品・サービスを提供している顧客にとっては、調達先選定の一つの軸として、CFPが役立っている
 - 国内顧客においては「CO₂排出量が本当に減るかどうかを数値で確認できるためとても便利」、「様々なエコプランを数値で比較して検討できるため役立つ」と、選定の軸としてCFPを活用いただいている
 - 国内顧客からは「既存材料と比較して環境への影響が数値として出てくるので分かり易い」との声も聞かれる
 - 海外の顧客によると、米国では開発前にCFPの数値や算出報告書の提出を求められ、整合性確認後に開発フェーズへ移行する流れとなっており、実務ベースでCFPを用いているとのことだった

(参考) モデル事業で表示に取り組んだ企業からの声②

- 一般消費者においては、環境意識の高い層でも、CFPを理解している人は少なく、詳しい説明もあまり受け付けない傾向にある
 - 消費者からは「CFPの数値がどのような意味や効果を持つのかが分からない」、「難しい」という声が聞かれた
- 国内顧客においては、CFPを見てもどう評価・判断すればいいかがわからないとの声が多く、CFPの浸透が課題となっている
 - 国内顧客においては「他社の数値が無いため、良いのかどうかがよく分からない」、「どのように判断していいのかが分からない」、「購買の判断基準にCFPが無い」等、CFPの見方や判断方法がわからず、うまく活用されていない現状となっている
- 一方で、削減努力をした製品／サービスと既存のものとの差分や、森林換算値で示すことで腹落ちしてもらえることがある

表示ガイドの作成方針

課題

- 企業は、CFPの算定結果の表示や背景情報の提供についての分かりやすい指針がなく、消費者とのコミュニケーションに取り組みにくい
- 消費者のCFPに対する認知度や理解が不足しており、脱炭素に貢献する製品の選択が進まない
- 消費者保護や国際競争の観点に留意した情報提供が求められる

表示ガイドの目的

- 実務の現実性と表示の妥当性のバランスを取ったCFP表示や背景情報の提供を推進し、企業の取組促進と消費者の行動変容につなげる
 - 企業にとって、CFPの表示が、数字の大小に加えて、算定結果を踏まえたGHG削減努力を消費者に示すものになる
 - 消費者にとっても、CFPの表示が、数字の大小に加えて、製品・サービスの脱炭素に向けた貢献を評価するわかりやすいコミュニケーションツールになる
 - ※小学生にも理解できるようなわかりやすい表示とすることで、SDGs教育を起点にした普及促進も目指す
 - 環境表示に関する国際標準（ISO等）との整合性がある表示を目指す

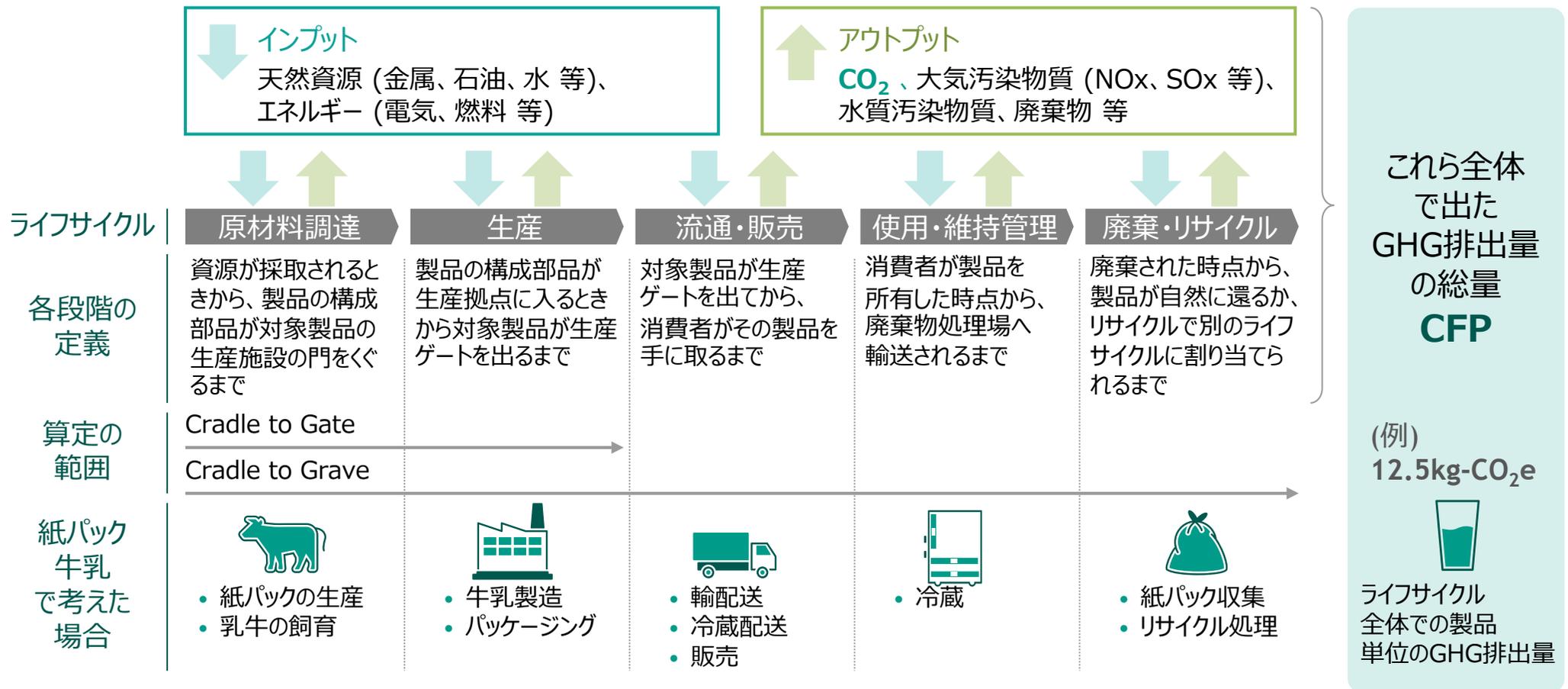
- 本ガイドは、事業者のGHG削減取組に関するコミュニケーションツールとしてのCFPの、消費者における認知度・理解度を高めるため、CFPの表示を促進することを目的とし、**その表示方法と算定に関わる情報の提供に関する考え方を示すものとする**
 - CFPを表示しなければならないという義務、またはCFPの表示をする際に○○しなければならないという義務を示すものではない
 - CFPの表示に関する企業間・業界のルールがある場合は、それに従うことを推奨する
- 同じ製品・サービス※¹群間の**CFPの比較**についても考え方を示す
- **ライフサイクル※²全体で排出される温室効果ガスの総量をCO₂相当量で表現した数値（CFP）を対象とし、ライフサイクルの一部を切り取った排出量や削減効果については、対象としない**
 - 個々の削減取組について評価するのはあくまで各企業等が該当製品等をPRする観点から個別に判断するものであり、CFPの表示等のあり方を示す本ガイドでは対象としない
- 本ガイドは「**表示ルール**」に焦点をあてて考え方等を示すもので、「表示」に該当しない以下については、本ガイドでは対象としない
 - CFPの算定方法…CFPガイドラインで対応済
 - 絶対値の加工方法（削減量や削減率）、ラベルや等級の判定方法…個々の企業・業界のアピールの範疇

※1 以降、「製品等」という記載では、「製品・サービス」を指す

※2 CFPガイドラインでは、CFPが算定対象とするライフサイクルステージは、「最終製品の場合は原材料調達から廃棄・リサイクルまで（Cradle to Grave）、中間製品の場合は製品の原材料調達から製造（出荷）まで（Cradle to Gate）を基本としつつ、CFPを提供する相手や提供の目的を考慮し、選択してもよい」と示されている

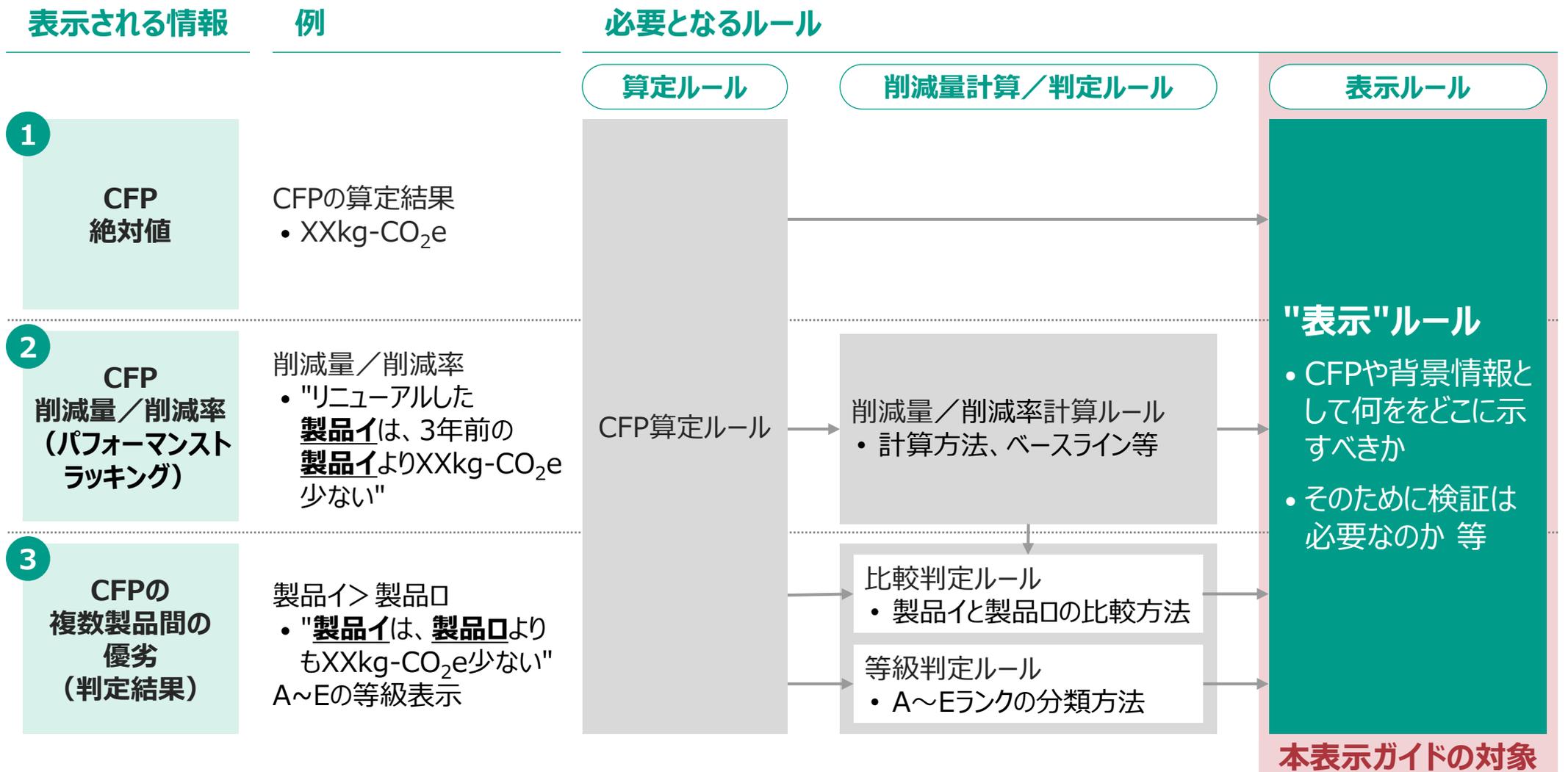
(参考) 本ガイドの対象の「CFP」

- 製品等について、ライフサイクル全体で排出される温室効果ガスの総量をCO₂相当量で表現した数値である「CFP」が本ガイドの対象



(参考) 本ガイドの対象の「表示」

表示ガイドでは「表示ルール」に焦点をあてて考え方等を示す



- 実務の現実性と表示の妥当性のバランスを取ったCFP表示を推進し、企業の取組促進と消費者の行動変容につなげるため、特に以下の点について御議論いただきたい

1. CFP表示の基本原則

2. CFPとともに示す情報

3. 表示媒体

4. 情報の提供における基本的な考え方（詳細条件）

5. 検証の必要性

6. 算定報告書の記載事項

7. 比較

表示ガイドにおける考え方（案）

1. CFP表示の基本原則

原則（案）

● 信頼性・信用性

適応性、実用性、費用対効果に留意したうえで、技術的な信頼性を維持する

- 適応性 : CFPの結果に影響を与える要因の変化にあわせて、柔軟にCFPの数値や表示の見直しを行えること
- 実用性 : 実務の観点でCFP算定・表示が現実的であること
- 費用対効果 : CFP算定・表示に係る費用とその表示による効果のバランス

● ライフサイクル

製品・サービスのライフサイクルのすべての段階を考慮する

● 比較可能性

将来的に同じ製品・サービス群で、同じ機能又は宣言単位^{※1}を持つ製品・サービスの比較を可能にすることを旨とする

● 透明性

定量的な情報、説明文により、表示しているCFPがどのように算定されたかという情報を確認することができる

● 地域性

生産・使用・廃棄が行われる場所によってCFPの値が変わる可能性があることを考慮する

※1 機能単位：製品の性能ごとの単位（例：20 m²のタイプ A の壁に 98%不透明で 5 年の耐久性を有するペンキ 1 缶あたり）
宣言単位：製品1個や製品1kg あたりなどの個数や量単位の単位（基本的に中間製品において使われる）

2. CFPとともに示す情報

考え方（案）

- 可能な限り、CFPの結果は単位をkg-CO₂eとして表示する（g-CO₂e、t-CO₂e等も可）
- CFPの結果と隣接させて、以下の情報を適切な大きさを示す
 - ・ 算定の単位（機能単位／宣言単位）
 - ・ ライフサイクルステージ
 - ・ 算定報告書へのアクセス
 - ・ （必要な場合）説明文
- ただし、表示部分が小さい、もしくは狭い場合は、別の場所に示してもよい
 - ・ その場合は、表示している場所が分かり易くなるようにする（記載場所を明記、もしくは記載場所へのリンクや二次元バーコード表示 等）

特に御意見をいただきたい点

- 上記全ての情報をCFPの結果とともに示すことを必須とするか
- スペース上表示が難しい場合は、消費者からのアクセス可能な他の媒体に記載する例外を認めてよいか
 - ・ 次ページの事例のうち、どこまでを許容とするか
 - ・ 例外を認める場合は、違う場所としてはどのような媒体を許容するか
 - ✓ 消費者がアクセスしやすい媒体はウェブサイトだが、ウェブサイトを持っていない場合の扱いはどうするか

(参考) CFP表示と背景情報提供のイメージ例

CFPを表示する際に、どこに、どのような情報を示すことが求められるか



背景情報	機能単位 宣言単位	✓ CFPと一緒に表示	✓ CFPと少し離れた場所に表示	✓ Webサイト等※1に表示	✓ Webサイト等に表示	✓ Webサイト等に表示
	ライフサイクル ステージ	✓ CFPと一緒に表示	✓ CFPと少し離れた場所に表示	✓ Webサイト等に表示	✓ Webサイト等に表示	表示なし
	算定報告書 へのアクセス	✓ CFPと一緒に表示	✓ CFPと少し離れた場所に表示	✓ CFPと一緒に表示	✓ Webサイト等に表示	表示なし

※1 Webサイト等はWebサイトやその其他媒体を指す

3. 表示媒体

考え方（案）

CFPの算定結果や背景情報を示す媒体としては、以下が考えられる

- 製品本体、包装、店頭POP、広告、広報、電子媒体※1、メディア、ウェブサイト、製品・サービスカタログ、説明書、技術報告書等

4. CFPの表示等における基本的な考え方

考え方（案）

- **誤解を招かない**
 - ・ 表示は、CFP算定の結果やプロセスを正確に反映し、誤解を招かないものである
- **情報を正確に記載する**
 - ・ 得られた結果からは確認できない情報を示さない（詳細は次ページ参照）
- **対象を明確にする**
 - ・ 対象の製品・サービス及び構成する要素を明確にする
 - ✓ 製品・サービス全体（例えば、本体・包装・使用時の追加材料等全て）か、製品・サービスの一部のみ（ある部品等）か
- **表示を更新する**
 - ・ 原材料や製造技術等、CFP算定の結果に影響を与える変更が生じた場合は、再算定を行い、表示の更新を行う

OKの例-算定・表示の前提を記載、実際に把握ができている情報を踏まえた表現

- (比較した製品・サービスのCFPも確認できるようにした上で)
当社XXシリーズで最小のCFP
- (年間売上個数、森林の吸収量の情報を明記した上で)
年間売上個数分で、森林XXha分のCFP削減量に匹敵

NGの例-算定・表示の前提を未記載、把握ができていない情報をつかった表現

- **業界で最小のCFP**
 - 業界のすべての製品・サービスのCFP把握は現実的に不可能
- (製品X個分、森林の吸収量の情報等を書かずに)
森林XXha分のCFP削減量に匹敵

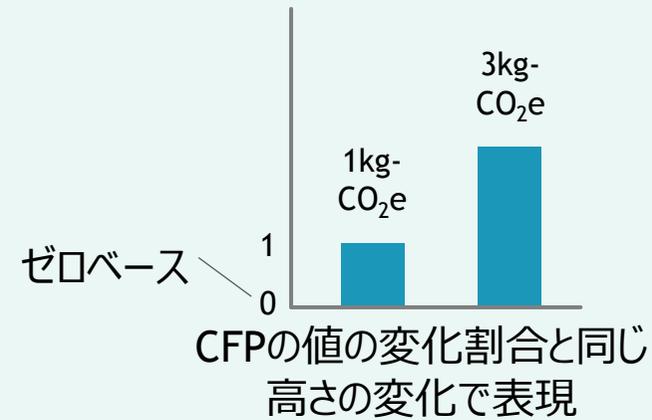
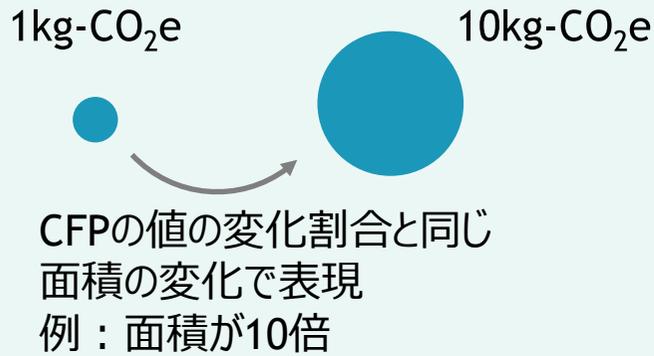
4. CFPの表示等における基本的な考え方 (グラフィックを使用する場合の考え方)

考え方 (案)

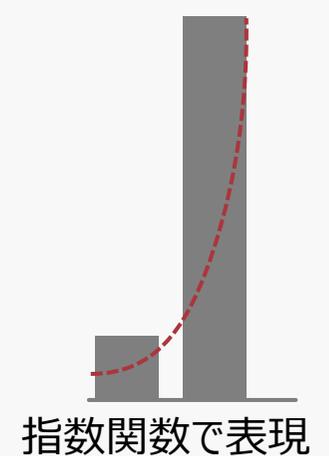
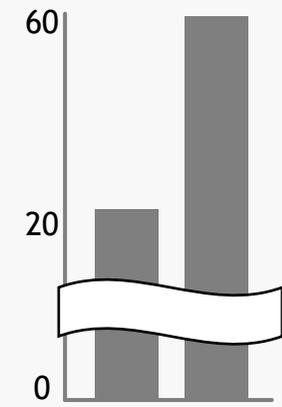
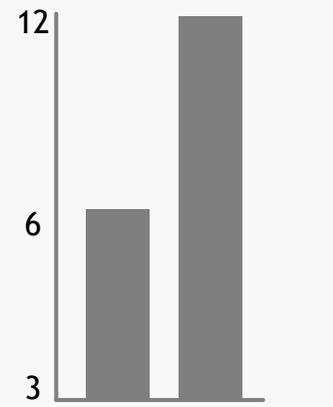
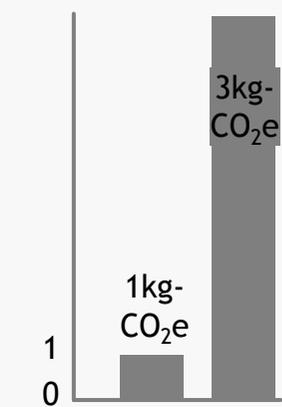
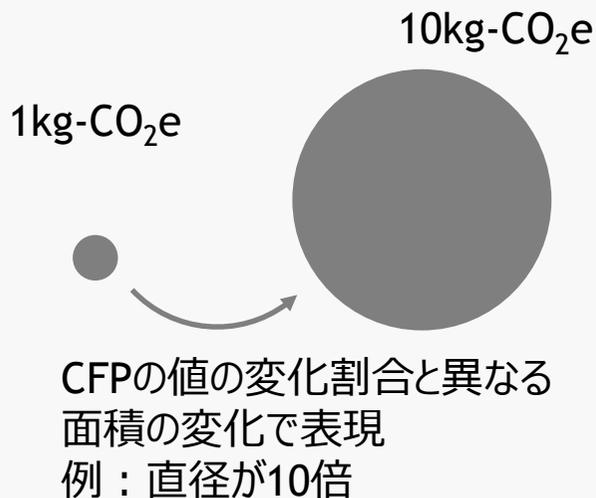
- **誤解を招かない**
- **情報を正確に記載する**
 - グラフィックの大きさを変えることでCFPの値の大きさを表現する場合は、ゼロをベースとして線形的な変化で表す (次ページ参照)
- **対象の明確化**
 - グラフィックを使用する場合は、対象領域がGHG以外の環境要素だと誤解されるようなデザインとしない
- **その他**
 - グラフィックの近くにCFPに関する文字や数字を読みやすく示す。その際、数字は有効な値を用いる
 - 他社や他組織等で使われている既存のグラフィックやマークを加工して、特定のブランドや企業に結びつけるデザインにしない
 - 他の目的で使用されるグラフィックと明らかに異なるデザインとすることが望ましい
 - シンプルで再現性が高く、明瞭で見やすいグラフィックとし、適切な大きさ・位置に表示することが望ましい

(参考) フットプリントの大きさの表現例

OKの例-ゼロベース、かつCFPの値の変化と同じ割合の線形的な変化で表現



NGの例-ゼロベースではない/CFPの変化の割合と異なる/指数関数的な表現



考え方（案）

- 検証を行おうとする際に、検証実施者（第三者検証機関、内部検証者等）によるデータへのアクセスを可能にする
- CFPの表示にあたって第三者検証※1を求めるものではない
 - ・ 第三者検証を行った場合は、その旨を記載することを妨げるものではない

特に御意見をいただきたい点

- 表示に当たっての数値の第三者検証を求めるものではないという方針でよいか
 - ・ ISO14026:2017,14021:20161でも、表示に当たって「検証可能である」ことは求めているが、検証そのものは求めている
 - ・ 「算定」に関する検証については、既にCFPガイドラインで「内部検証／第三者検証のいずれかを実施することが望ましい」と記載されている

※1 CFPの算定がISO14067:2018(CFPガイドライン)に準拠していることの検証

6. 算定報告書

考え方（案）

- **算定報告書の書き方や含む情報はCFPガイドラインを参照する**
 - **報告情報を網羅することが難しい場合は、CFP実践ガイドを参照してもよい**
 - ✓ CFP実践ガイドで紹介しているモデル事業での掲載項目は、秘匿性の観点や取組の難しさから、CFPガイドラインで求める報告情報の全てを対象とはしていないが、将来的には対応項目を増やしていく必要がある
 - **複数の製品等について、算定報告書記載項目に共通する部分がある場合は、まとめて記載してもよい**
 - ✓ 例：参照した算定ルールや対象としたGHG等の共通する項目はまとめて記載し、CFPの算定結果や算定対象とした期間は、製品ごとに個別に記載する
 - ※CFPガイドラインにおいては、「算定報告書の様式は必ずしも一綴りの書面である必要はなく、当該算定に紐づいた関連情報が電子データ等の様式で参照できるようにしておくことも有効である。」※1と記載されている

特に御意見をいただきたい点

- **CFPガイドラインにおける報告情報を網羅することは企業の負担が大きく取り組めない場合が想定されるため、実務の現実性とCFP表示を促進する観点から、CFP実践ガイドで紹介している事例を参照してよいとするか（次ページ参照）**

(参考) CFPガイドラインにおける記載①

Step4 検証・報告
イ 報告

① CFP算定報告書

基礎要件

要求事項

- CFP 算定の結果及び結論は、先入観を排除し、CFP 算定報告書に記載しなければならない。
- 結果、データ、手法、仮定、及び解釈は、読者が CFP 算定の内容を理解できるよう、透明性を担保し、十分詳細に説明しなければならない。

本指針での考え方

- CFP算定報告書の目的は、CFP算定について記述すると共に、本指針等の規定を満たしていることを証明することである。また、CFP算定報告書で取りまとめた結果は、CFPの利活用者に対する情報開示・提供に用いてもよい。なお、必ずしも公開をする必要は無い。
- CFP算定報告書に記載した内容は、製品サプライチェーン上における下流の事業者において排出削減に取り組むための有用な情報となり得る。

実施方法

CFP算定報告書の種類及び形式は、CFP算定の目的の定める段階で定義されていなければならない。また、CFP算定報告書は、読者が当該報告書のCFP算定目的に応じた方法で算定結果及びライフサイクルの解釈を利用できるようにしなければならない。

CFP算定報告書を利活用者に対する情報開示・提供に用いる場合、情報の秘匿性などを考慮した上で、必要に応じて報告項目を選択して提供することができる。
その際、Step3 ア ① II.における下請関連法令上の留意点(営業秘密の提供)に留意する。

なお、算定報告書の様式は必ずしも一綴りの書面である必要はなく、当該算定に紐づいた関連情報が電子データ等の様式で参照できるようにしておくことも有効である。

参考
ISO14067:2018 7 CFP study report

Step4 検証・報告
イ 報告

② 報告するGHGの数値

基礎要件

要求事項

- CFP算定報告書では、定義された機能単位 (又は宣言単位) あたりのGHG排出量 (CO₂換算値) の質量を記載しなければならない。なお、下記に関するGHG排出量及び除去・吸収量については、区別して記載しなければならない。
 - 各ライフサイクルステージ別のGHG排出量及び除去・吸収量 (それぞれのライフサイクルのステージへの関連付けや相対的な寄与等を含む。)
 - 化石資源由来のGHG排出量及び除去・吸収量
 - バイオマス由来のGHG排出量及び除去・吸収量
 - 直接的土地利用変化由来のGHG排出量及び除去・吸収量
 - 航空輸送由来のGHG排出量¹
- また、下記について算定した場合は、CFPの値とは区別して報告しなければならない。
 - 間接的土地利用変化由来のGHG排出量及び除去・吸収量
 - 土地利用由来のGHG排出量及び除去・吸収量
 - 関連する電力グリッドのエネルギーミックスを用いた感度分析
 - 製品中のバイオマス由来炭素の含有量
 - 地球温度変化係数² (Global Temperature change Potential 100) を用いて算定したCFP
 - リサイクル効果によるGHG排出削減ポテンシャル

本指針での考え方

- ISO14067 7.2 GHG values in the CFP study reportが定める事項を参考にしつつ、本ガイドラインの考え方を記載している。

実施方法

「各ライフサイクルステージ別のGHG排出量及び除去・吸収量」は全てのCFP算定で重要になる項目であるが、その他の項目については、対象としている製品における当該項目の重要性や数値を算出する実現可能性を考慮した対応をする。例えば、2次データを用いた算定を行う時には、自社外のプロセスにおける化石資源由来の排出量を明らかにすることは困難な場合がある。その場合は、CFP算定報告書の「GHGに関する報告情報」における、当該CFP算定の限界として説明しなければならない。

また、航空輸送由来のように当該製品では該当しない項目は、該当しない旨を説明することが望ましい。

ただし、バイオマス由来製品の炭素の含有量等、CFP利活用者からの数値のニーズが大きく、数値を明記することが当該製品の付加価値につながるため、記載しないことによるデメリットが存在することに留意しなければならない。

参考
ISO14067:2018 7.2 GHG values in the CFP study report

1. 航空機からのGHG排出量については、IPCCガイドライン及びIPCCの航空に関する特別報告書 (IPCC Special Report on Aviation) を参照
2. 世界平均気温を上げる能力の相対値。GWPと同様に特性化係数の1つだが、異なる方法で算出される。

(参考) CFPガイドラインにおける記載②

Step4 検証・報告
1 報告

③ GHGに関連する報告情報

基礎要件

要求事項

- CFP 算定報告書には、以下のCFP算定に関する情報を含めなければならない。
 - A) 機能単位 (算定単位) と宣言単位
 - B) システムバウンダリー
 - C) 重要な単位プロセスの一覧
 - D) データソース、データ収集に関する情報
 - E) 対象としたGHGの一覧
 - F) 選択された特性化係数¹
 - G) 選択したカットオフ基準と、カットオフ対象としたもの
 - H) 配分の方法 (1次データが配分計算したものであるかどうかを含む)
 - I) 土地利用等の特定のGHG排出・除去 (吸収) のタイミング (該当する場合)
 - J) 使用したデータに関する情報 (1次データ比率、データの選択基準、品質に関する評価を含む)
 - K) 感度分析及び不確実性評価の結果
 - L) 電力の取り扱い (系統電力の排出係数の計算や関連する制約を含む)
 - M) 解釈の結果 (結論と限界を含む)
 - N) 価値に基づく判断をした場合の開示と正当性の説明²
 - O) スコープ (機能単位、システムバウンダリー等) の正当性
 - P) ライフサイクルのステージの説明 (使用段階や廃棄・リサイクル段階のシナリオの説明を含む)
 - Q) 算定に用いた使用段階や廃棄・リサイクル段階のシナリオと異なるものを採用した場合に、最終的な結果に与える影響の評価
 - R) CFPの算定対象とした期間 (使用したデータの対象期間を含む)
 - S) 参照した製品別算定ルール、又はその他の要件
 - T) パフォーマンス・トラッキングに関する説明 (該当する場合)

本指針での考え方

- ISO14067 7.3 Required information for the CFP study reportの記載を参考にしつつ、本指針の考え方を記載している。

実施方法

CFP算定報告書では、GHGの排出量 (除去・吸収量) の数字のみならず、その算定の実施方法等についても説明する必要がある。ただし、当該CFPの算定において結論に与える影響が重要でない事項については、その理由について説明したうえで、詳細な検討・報告を省略することがある。

参考

ISO14067:2018 7.3 Required information for the CFP study report

1. GWP等の係数のこと。

2. 「CFP算定の原則」では、価値に基づく判断は科学的なアプローチよりも劣後するとされている。

(参考) CFP実践ガイドにおける記載

② CFP 算定報告書の作成

何を行うのか？なぜ行うのか？

CFP の算定結果や算定方法をまとめた CFP 算定報告書を作成します。CFP 算定報告書は社内・社外と様々な読者を想定した 20 の記載項目が定められています（必ずしも公開する必要はありません）。CFP の数値を社外の消費者や顧客企業に表示・開示する際に補足情報として CFP 算定報告書を用いる場合は、情報の秘匿性等を考慮した上で、各社が必要に応じて報告項目を選択して提供できることも第 2 部で示されています。

参照すべきガイドライン

第 2 部 Step4 イ.①CFP 算定報告書、③GHG に関連する報告情報

具体的な取組方法

CFP 算定報告書を作成します。

項目に従い、読み手に「算定結果に対する信頼性」を伝えるために必要な情報を記載します。イラストや写真の利用なども効果的です。

CFP 算定報告書には CFP の算定結果に加え、その信頼性を担保するために様々な項目を記載するよう定められています。しかしながら、算定に取り組む事業者のリソースに関する制約から、定められた全ての情報を記載することが難しいこともあるでしょう。ガイドラインでは、社外の消費者や顧客企業へ表示・開示する際の補足情報として CFP 算定報告書を用いる場合、秘匿性などを考慮した上で、必要に応じて報告項目を選択して提供できることとし（Step4 イ.①CFP 算定報告書）、また結論に与える影響が重要でない事項については、その理由について説明したうえで、詳細な検討・報告を省略できることとしています（第 2 部 Step4 イ③GHG に関連する報告情報）。今回のモデル事業では、CFP 算定の基本方針や対象製品などの国内外での CFP 算定報告書の状況、実務的なリソースを踏まえて、最低限記載が必要と考えられる項目を、関係者の意見を参考に検討しました。また本実践ガイドでは、規定された項目に加え「将来の方向性」を記載することで、CFP 算定に対する企業の姿勢を伝えることができ、望ましいと考えます。

なお、これはモデル事業の対象製品に対して検討した結果の解釈です。例えば、再エネ証書を使う場合には「L 電力の取り扱い」を記載するなど、それぞれの状況に照らして、記載する項目を検討することが重要です。

(参考) CFP実践ガイドで掲載している項目

ISO14067:2018などでの要求事項 ²²		モデル事業においてCFP算定報告書に掲載した項目 ²³
項番	項目	
*	CFP算定結果	○
**	一般的な側面 (LCAの責任者及びLCAの実施者 (内部又は外部) / 報告の日付 / 調査が規格の要求事項に従って実施されたことを示す記述)	○
**	調査の目的 (調査をした理由 / その意図した用途 / 対象とする報告先 / 調査が、一般に開示することを意図する比較主張を支持しようとする調査であるかどうかの記述)	○
A	機能単位 (算定単位) と宣言単位	○
B	システムバウンダリー	○
C	重要な単位プロセスの一覧	—
D	データソース、データ収集に関する情報	○
E	対象としたGHGの一覧	○
F	選択された特性化係数	—
G	選択したカットオフ基準と、カットオフ対象としたもの	○
H	配分の方法 (1次データが配分計算したものであるかどうかを含む)	—
I	土地利用等の特定のGHG排出・除去 (吸収) のタイミング (該当する場合)	—
J	使用したデータに関する情報 (1次データ比率、データ選択基準、品質に関する評価を含む)	○
K	感度分析及び不確実性評価の結果	—
L	電力の取り扱い (系統電力の排出係数の計算や関連する制約を含む)	—
M	解釈の結果 (結論と限界を含む)	○
N	価値に基づく判断をした場合の開示と正当性の説明	—
O	スコープ (機能単位、システムバウンダリー 等) の正当性	—
P	ライフサイクルステージの説明 (使用段階や廃棄・リサイクル段階のシナリオの説明を含む)	—
Q	算定に用いた使用段階や廃棄・リサイクル段階のシナリオと異なるものを採用した場合に、最終的な結果に与える影響の評価	—
R	CFPの算定対象とした期間(使用したデータの対象期間を含む)	○
S	参照した製品別算定ルール、又はその他の要件	○
T	パフォーマンス・トラッキングに関する説明 (該当する場合)	○
—	—	将来の方向性

考え方（案）

- **CFPの値を自社製品や業界の同一製品カテゴリ内のベースライン等と比較したい場合は、その結果を示してもよい**
 - 比較した結果は、削減量や削減率、ベースライン※¹との差分、判定ルールを用いた等級等での表示が考えられる
 - 比較は、同一の製品／製品カテゴリ間に限る
 - ✓ 自社の同一製品に関して、原材料やサプライヤー内のプロセス、自社内プロセスの変更等で、CFP算定の結果に変化が生じた場合は、算定報告書で差分を報告してもよい（パフォーマンスストラッキング※²）
 - ✓ 他社製品との比較の際は、同一製品カテゴリであっても機能の僅かな差異や算定時の外部環境※³の違い（用いる電力の電源構成等）がCFPの値に影響するため、単純に比較することは困難である点に留意が必要である
 - CFPガイドラインでは、製品別算定ルールについて、他社製品と公に比較する場合は、3名の独立した外部専門家によるレビューを行う必要があるとされている
- **比較の結果を表示する場合は、誤解を招かないように下記の情報を示す**
 - 定量的な情報（CFP算定の結果を含む）
 - 説明文
 - ✓ 比較の前提となる削減量や削減率の計算ルール
 - ✓ 等級表示の場合は、判定ルール
- **CFPの算定結果のみをもって、CFP以外の環境影響についても優れているかのような表現をしない**
 - 例：総合的に環境面で優れている 等

※1 業界や地域やラベルの組織等で設定された基準値を指す

※2 パフォーマンスストラッキング（経時比較）：同一組織の同一製品における、経時的なCFPの変化の調査（同一製品の場合のみではなく、同一の機能単位や算定単位を持つ代替製品間のCFPの経時的な変化も含む）

※3 企業の努力では変えることが難しいもの

7. 比較 (比較の表示をする際の詳細条件)

考え方 (案)

比較した結果の表示をする場合は、比較対象が以下の4つの条件を満たしていることを分かり易く示す

● ライフサイクルステージ

全てのライフサイクルステージを対象として算定したCFP

- CFPガイドラインでは、CFPが算定対象とするライフサイクルステージについて以下の通り示されている
 - ✓ 最終製品の場合は原材料調達から廃棄・リサイクルまで (Cradle to Grave)、中間製品の場合は製品の原材料調達から製造 (出荷) まで (Cradle to Gate) を基本としつつ、CFPを提供する相手や提供の目的を考慮し、選択してもよい
 - ✓ 特定のライフサイクルステージやプロセスを除外する場合は、その旨を明示した上で、除外する理由を説明しなければならない
- ただし、マーケティング等を目的として、CFPと誤解されない形で、一部のプロセスを切り出して示すことは否定しない

● 機能単位

同じ機能単位を持つCFP

● 市場

現在、または最近同じ市場で入手可能な製品・サービスのCFP

● 参照ルール

- 同一の算定ルールに従って算定されたCFP
- 比較対象製品・サービスについて表示ルールが存在する場合は、その表示ルールに従う

特に御意見をいただきたい点

● 上記の全てについて詳細な情報提供を求めるものではないという方針でよいか

- ISO14026においては、上記項目を満たすことを求めているが、情報提供等を求めているわけではない
- 他方で、上記の情報が示されなければ、消費者は比較の前提となる情報を確認できない

